平成28年

上 砂 川 町 議 会 会 議 録

第２回　定　例　会

上 砂 川 町 議 会

上砂川町議会会議録目次

出席議員 …… 1
説明のため出席した者 …… 2
事務局職員出席者 …… 2

平成２８年第２回定例会

第　１　号（６月１５日）

議事日程 …… 3
会議録署名議員 …… 3
開会の宣告 …… 3
開議の宣告 …… 4
会議録署名議員指名について …… 4
会期決定について …… 4
諸般の報告 …… 4
総務文教常任委員長　斎藤勝男の報告 …… 4
厚生建設常任委員長　数馬　尚の報告 …… 4
数馬　尚の第１回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告 …… 5
数馬　尚の第１回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告 …… 5
数馬　尚の第２回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告 …… 5
議長の石狩川流域下水道組合議会第１回臨時会結果報告 …… 5
副町長の（株）上砂川振興公社平成２７年度決算並びに平成２８年度事業計画報告 …… 6
例月出納検査結果報告（３・４・５月分） …… 7
町長行政報告 …… 7
教育長教育行政報告 …… 8
報告第　２号　専決処分報告について「平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第８号）」
（承認） …… 8
報告第　３号　繰越明許費の報告について「平成２７年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
（承認） …… １０
議案第２４号　中央小学校大規模改修工事請負契約締結について（原案可決） …… １１
議案第２５号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について …… １２
議案第２６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について …… １３
議案第２７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について …… １３
議案第２８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について …… １３
議案第２９号　平成２８年度上砂川町一般会計補正予算（第２号） …… １４
議案第３０号　平成２８年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号） …… １７
休会について …… １８

散会の宣告 ……１８

第　２　号（６月１７日）
議事日程 ……２０
会議録署名議員 ……２０
開議の宣告 ……２０
会議録署名議員指名について ……２０
一般質問 ……２０
斎　藤　勝　男 ……２０
福祉課長　扇　谷　洋　子 ……２１
川　岸　清　彦 ……２２
企画課長　浅　利　基　行 ……２２
議案第２５号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について（原案可決） ……２３
議案第２６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について（原案可決） ……２３
議案第２７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について（原案可決） ……２３
議案第２８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（原案可決） ……２３
議案第２９号　平成２８年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）（原案可決） ……２３
議案第３０号　平成２８年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）
（原案可決） ……２３
調査第　２号　所管事務調査について（許可） ……２５
派遣第　１号　議員派遣承認について（承認） ……２５
閉会の宣告 ……２５

出　席　議　員

議席番号	氏　　名	2 定	
		6.15	6.17
1	伊　藤　充　章	○	○
2	川　岸　清　彦	○	○
3	吉　川　　洋	○	○
4	斎　藤　勝　男	○	○
5	数　馬　　尚	○	○
6	髙　橋　成　和	○	○
7	横　溝　一　成	○	○
8	大　内　兆　春	○	○
9	堀　内　哲　夫	○	○

説　明　の　た　め　出　席　し　た　者

役　職　名	氏　　名	2 定	
		6.15	6.17
町　　長	奥　山　光　一	○	○
副　町　長	林　　智　明	○	○
教　育　長	飯　山　重　信	○	○
教育委員長	栗　原　順　道	×	○
監　査　委　員	横　林　典　夫	○	○
議会事務局長 監査事務局長	内　野　博　之	○	○
総　務　課　長	米　田　淳　一	○	○
企　画　課　長	浅　利　基　行	○	○
建　設　課　長	佐　藤　康　弘	○	○
住　民　課　長	斉　藤　昭　彦	○	○
福　祉　課　長	扇　谷　洋　子	○	○
地域支援推進室長	永　井　孝　一	○	○
税務出納課長	西　村　英　世	○	○
教　育　次　長	斉　藤　琢　也	○	○

事務局職員出席者

職　　名	氏　　名	2 定	
		6.15	6.17
議会事務局長	内　野　博　之	○	○
書　　記	藤　本　沙　希	○	○

平　成　２　８　年

上砂川町議会第２回定例会会議録（第１日）

６月１５日（水曜日）午前１０時００分　開　会
午前１１時１６分　散　会

○議事日程　第１号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　会期決定について
　６月１５日～６月１７日
　３日間
第　３　諸般の報告
　１）議会政務報告
　２）閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告
　　総務文教常任委員会（斎藤委員長）
　　厚生建設常任委員会（数馬委員長）
　３）第１回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（数馬議員）
　４）第１回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（数馬議員）
　５）第２回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（数馬議員）
　６）石狩川流域下水道組合議会第１回臨時会結果報告（議長）
　７）（株）上砂川振興公社平成２７年度決算並びに平成２８年度事業計画報告（副町長）
　８）例月出納検査結果報告（３・４・５月分）
第　４　町長行政報告
第　５　教育長教育行政報告
第　６　報告第　２号　専決処分報告について「平成２７年度上砂川町一般会計補正予算（第８号）」
第　７　報告第　３号　繰越明許費の報告について「平成２７年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」
第　８　議案第２４号　中央小学校大規模改修工事請負契約締結について
　※　議案第２４号は、質疑、討論、採決とする。
第　９　議案第２５号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について
第１０　議案第２６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第１１　議案第２７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第１２　議案第２８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第１３　議案第２９号　平成２８年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）
第１４　議案第３０号　平成２８年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）
　※　議案第２５号～第３０号は提案理由・内容説明までとする

○会議録署名議員

８番　　大　内　兆　春
１番　　伊　藤　充　章

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫）　おはようございます。ただいまの出席議員は９名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第２回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会　午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫）　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫）　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、８番、大内副議長、１番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫）　日程第２、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月17日までの３日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から６月17日までの３日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について各常任委員長から報告を求めます。初めに、総務文教常任委員会、斎藤委員長。

○総務文教常任委員長（斎藤勝男）　総務文教常任委員会所管事務調査について。

調査した結果を次のとおりご報告いたします。

調査期間は、平成28年５月20日金曜日、１日間であります。

調査項目は、中央小学校大規模改修前の状況調査でございます。

調査委員は、総務文教常任委員会委員全員であります。

説明員は、斉藤教育次長と戸田学務係長であります。

調査内容は、中央小学校の大規模改修前の状況について、現状及び改修内容の説明を受けた後現地を調査いたしました。

調査結果につきましては、当委員会で現地調査を行いましたので､その概要をご報告いたします。

本年度から２年間にわたって中央小学校の大規模改修が行われ、今年度は暖房設備の交換や放送設備などの内部補修を重点的に行うとの説明を斉藤教育次長と戸田学務係長から受け、工事にかかわる箇所の現状を把握する調査を行いました。

視察結果といたしましては、各教室や体育館の暖房などの機械設備、放送などの電気設備、火災報知器などの防火設備などに老朽化が著しいものが多く認められております。

今後は本工事がスムーズに進み、一日も早く子供たちが快適な校舎で学校生活を送られることを期待するところでございます。

以上、報告といたします。

○議長（堀内哲夫）　次、厚生建設常任委員会、数馬委員長。

○厚生建設常任委員長（数馬　尚）　厚生建設常任委員会所管事務調査についてご報告いたします。

調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間は、平成28年５月20日、１日間であります。

調査項目は、福祉医療センターの運営状況調査についてでございます。

調査委員は、私と横溝委員並びに髙橋委員であります。

説明員は、福祉医療センターの谷口副施設長で、随行員は扇谷福祉課長と斉藤住民課長並びに松田福祉課参事であります。

調査内容は、福祉医療センターの管理運営状況について、施設の現状、入所者の生活実態や緊急時の対応、指定管理者、萌福祉サービスの管理運営方針などについて現地調査を行いました。また、前段役場において斉藤住民課長から介護保険制度について説明を受けたところでございます。

調査結果につきまして、現地では谷口副施設長から管理運営方針として時間割りに従ってサービスを一方的に提供するのではなく、個別に配慮しつつサービスの提供に努めているとの説明があり、実際に入所者と話をしても表情がとても明るく、受け答えしていただいたところでございます。夜間緊急時の対応については、経験豊富な看護師である副施設長に連絡が入り、その後の対応をそれぞれ決定しているとのことでございました。

不安材料としては、じん肺の方が多いため、酸素が必要となった場合、一時的な対応しかとれないため、近隣の療養型等の病院へ依頼しなければならないこと、また緊急入院を要する場合でもまれに家族が受診を望まない場合があるとのことが報告されました。

また、老人保健施設では、壁や手すりなど整備を要する箇所も散見されましたので、今後検討する必要があることを確認いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（堀内哲夫）　次、第１回砂川地区保健衛生組合議会臨時会、第１回砂川地区広域消防組合議会臨時会及び第２回砂川地区広域消防組合議会臨時会の結果報告について一括して報告を求めます。数馬議員。

○５番（数馬　尚）　平成28年第１回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が平成28年３月30日水曜日午後２時から砂川市役所議会委員会室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、議案第１号　職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第２号　監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致で可決されました。

次でございます。平成28年第１回砂川地区広域消防組合議会臨時会が平成28年３月30日水曜日午後２時30分から砂川市役所議会委員会室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、議案第１号　砂川地区広域消防組合行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第２号　監査委員の選任につき同意を求めることについて。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致で可決されました。

次、平成28年第２回砂川地区広域消防組合議会臨時会が平成28年５月26日木曜日午前10時から砂川市役所議会委員会室で開催されましたので、ご報告いたします。

議件といたしましては、議案第１号　砂川地区広域消防組合消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第２号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第３号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第４号　財産の取得について。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致で可決されました。

なお、関係書類は３件とも事務局に保管しておりますことを申し添えまして、ご報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　次、石狩川流域下水道組合

議会第１回臨時会の結果報告について私から報告いたします。

標記の件につき、平成28年石狩川流域下水道組合議会第１回臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成28年５月９日月曜日午前10時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件でございます。議案第１号　副組合長の選任について。

結果、慎重審議の結果、副組合長に奈井江町、相澤副町長を選任し、全会一致で可決されました。

以上でございます。

次、株式会社上砂川振興公社の平成27年度営業報告、決算報告並びに平成28年度事業計画報告について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付しております振興公社の平成27年度営業報告書、決算報告並びに平成28年度事業計画書をご参照願いたいと思います。

１ページの１の決算の概要をごらん願います。株式会社振興公社は、昨年消費増税等の影響により入り込み客数が落ち込み、平成19年度から独自運営をして以来初めて赤字となりましたが、本年度は無料送迎バスの運行や各種イベントの開催のほか、町の支援を受け販売したプレミアム宿泊券による宿泊客数が増加し、黒字となり、町から年間1,400万円助成を受けている入浴料助成金を50万円返還し、30万7,000円の経常利益から法人税を差し引いた３万7,000円が当期純利益となりました。

決算の内容についてご説明申し上げますので、１ページ中段の表をご参照願います。平成27年度の決算は、収入ではホームページ更新などの町の委託料の増加などにより対前年度比5.5％、752万3,000円増の１億4,336万円、支出では燃料費の引き下げなどにより対前年度比5.5％、741万1,000円増の１億4,305万3,000円、差し引き30万7,000円の経常利益となったところであります。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、１ページ下段から２ページ上段に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、２ページ中段の（２）、入り込み客数の状況でありますが、日帰り入館客数は対前年度比1.4％、1,427人減の10万321人、宿泊客数は対前年度比8.3％、510人増の6,629人で、全体では対前年度比0.9％減の10万6,950人に減少したところであります。

２の各種事業の状況につきましては、（１）の健康の里づくり事業から４ページの（４）、宿泊客対策までまとめており、また５ページから庶務報告と本年３月31日現在の会社の概要、６ページには施設の利用状況を記載した資料を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

７ページには貸借対照表、８ページには貸借対照表明細書、９ページは損益計算書、10ページは販売費及び一般管理費、11ページは株主資産等変動計算書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、平成28年度の事業計画についてご説明いたします。13ページの１、基本方針でありますが、平成28年度は消費の落ち込みが続く中、食材費等の高騰など観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、年間入館者数目標を11万人とし、利用収益は前年度決算の２％増の１億1,500万円を目標に掲げ、営業努力をいたしてまいります。支出に当たっては、厨房、売店部門において仕入れ原価を抑制するとともに、施設管理については管理経費の削減に努めます。

次に、２の部門別事業計画でありますが、（１）の日帰り部門にあっては、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の販売を実施するほか、無料送迎バスの運行や新たに砂川市への無料送迎

バスを運行するなど集客の向上を図ってまいります。

14ページでございます。（２）の宿泊部門にあっては、本年度も町の助成を受けプレミアム宿泊券の販売やビジネスプランをインターネットから直接予約できるじゃらんｎｅｔで販売し、誘客を図り、誘客の増に努めてまいります。

（３）のレストラン、宴会部門にあっては、季節感のあるメニューの提供、特産品を生かした料理や月間ごとの新メニュー等の販売を実施してまいります。

（４）、売店部門については、近隣市町の農産物等の販売を始めるほか、新たな商品の販売を展開してまいります。

（５）、特産品開発販売部門については、ニジマスの薫製のほか、新たにだしじょうゆなどを売店商品として販売してまいります。

次に、３の事業予算でありますが、収入を１億3,963万円、支出を１億3,942万円とし、差し引き21万円とする予算でありますが、詳細につきましては、飛びまして16ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入でありますが、利用収益として入館料2,280万円、町民無料券等902万円、宿泊料2,580万円、以下手数料まで合計１億1,500万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,463万円を見込み、合計１億3,963万円としたところであります。

次に、費用でありますが、人件費と福利厚生費で5,550万円のほか、主なところでは燃料費1,382万円、光熱水費1,650万円、仕入れ2,150万円等を見込み、合計で１億3,942万円とし、差し引き21万円の経常利益を確保する収支予算としております。

ただいまご説明いたしました内容について15ページの損益計算書にまとめておりますので、後ほどごらん願いたいと思います。

以上が振興公社の事業報告、事業計画でありますが、振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からのさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の３、４、５月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫）　日程第４、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一）　それでは、町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成28年第１回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますが、その他１件、中空知ふるさと市町村圏基金の取り崩しについて報告をいたします。

中空知ふるさと市町村圏基金につきましては、平成元年、ふるさと市町村圏の指定を受け、中空知５市５町で９億円を出資し、さらに道からの１億円の出資を含め総額10億円の基金を造成し、その基金運用益により事業を実施してきたところで、本町の出資額は6,186万円、出資割合で6.873％となっております。この基金につきましては、平成19年度に基金10億円のうち６億円をユーロ債に、平成20年度に４億円を国債により運用をいたしましたが、平成20年のリーマンショックにより、ユーロ債については変動金利であったため、この影響により運用益が生じず、基金運用益は年利２％の国債のみとなっておりました。このことから、ユーロ債の取り扱いについて広域圏組合で協議をしておりましたが、平成25年以降円安により運用

益が生じ、さらに昨年６月には為替レートが約定で定めた額を超えたため、満期は平成49年でありましたが、満期前に６億円全額が償還されたことから、この６億円の運用方法について改めて協議を行ったところ、効果的な運用が見込めず、また各市町とも財政状況が厳しいことから、６億円の基金を取り崩し、各市町へ返還することとし、基金の一部を処分できるよう規約の一部を変更するための議案を本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

今後の予定でありますが、構成市町において規約の変更議案の承認後北海道の出資金の取り扱いの協議を行った後各市町の返還額が決定いたしますが、本町への返還額は3,430万円から4,120万円となる見込みで、返還時期につきましては12月以降となる予定であります。なお、６億円を取り崩すことによる広域圏事業への影響でありますが、国債の４億円の運用益800万円と繰越金などで事業は実施可能と思われますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫）　日程第５、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信）　教育長行政報告を申し上げます。

平成28年第１回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましては、お手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

◎報告第２号

○議長（堀内哲夫）　日程第６、報告第２号　専決処分報告について「平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第８号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました報告第２号　専決処分報告について「平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第８号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第８号)

補正の理由といたしましては、地方譲与税、自動車取得税交付金及び町債の減額と地方消費税交付金、地方交付税の増額に係る歳入予算について補正し、地域振興基金への積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第２号、予算書本文をごらん願います。報告第２号　平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第８号)。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第８号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,025万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は「第２表　地方債補正」による。

平成28年３月31日専決

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、報告第２号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金、地方交付税の精査による歳入増加分について地域振興基金に積み立てるものであります。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、２款地方譲与税20万円の減額で、1,380万円となります。

１項地方揮発油譲与税119万円の追加で、419万円となります。

２項自動車重量譲与税139万円の減額で、961万円となります。

６款地方消費税交付金3,700万円の追加で、7,000万円となります

１項地方消費税交付金、同額であります。

７款自動車取得税交付金40万円の減額で、260万円となります。

１項自動車取得税交付金、同額であります。

９款地方交付税1,820万円の追加で、17億9,095万4,000円となります。

１項地方交付税、同額であります。

19款町債360万円の減額で、６億8,405万2,000円となります。

１項町債、同額であります。

歳入合計が5,100万円の追加で、39億4,025万円となります。

２、歳出、２款総務費5,100万円の追加で、３億1,329万1,000円となります。

１項総務管理費5,100万円の追加で、２億7,100万5,000円となります。

歳出合計が5,100万円の追加で、39億4,025万円となります。

第２表、地方債補正。１、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。過疎地域自立促進特別事業、4,800万、4,440万。

事項別明細書、６ページ、歳出でございます。

３、歳出、総務費、総務管理費、１目一般管理費5,100万円の追加で、１億4,283万3,000円となります。25節積立金5,100万円の追加は、歳入増加分を地域振興基金に積み立てるものであります。

歳入に参ります。５ページであります。２、歳入、地方譲与税、地方揮発油譲与税、１目地方揮発油譲与税119万円の追加で、419万円となります。

地方譲与税、自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税139万円の減額で、961万円となります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、１目地方消費税交付金3,700万円の追加で、7,000万円となります。

自動車取得税交付金、自動車取得税交付金、１目自動車取得税交付金40万円の減額で、260万円となります。

地方交付税、地方交付税、１目地方交付税1,820万円の追加で、17億9,095万4,000円となります。

町債、町債、１目総務債360万円の減額で、１億3,685万2,000円となります。いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第２号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより報告第２号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、報告第２号　専決処分報告について「平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第８号)」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第３号

○議長（堀内哲夫）　日程第７、報告第３号　繰越明許費の報告について「平成27年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました報告第３号　繰越明許費の報告について「平成27年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算を次のとおり平成28年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告するものであること。

平成28年６月15日提出

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、報告第３号について内容の説明をいたします。

繰越明許費につきましては、国の補正予算成立により、本年３月定例議会におきまして一般会計にて補正予算計上し、繰越明許費の議決を得た範囲内で平成28年度へ繰り越しましたので、報告するものでございます。

初めに、情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国、地方を通じてマイナンバーを活用したオンライン連携が始まり、全ての自治体の税や社会保障のシステムにマイナンバーが一斉に記録されるため、その情報を漏えいしないよう町内ネットワークを整備するため4,430万円の予算を計上し、平成28年度に繰り越ししたものでございます。次に、空知と首都圏との交流基盤創造事業でありますが、空知市町で空知全体のＰＲ活動を行う事業経費として560万円の予算を計上し、平成28年度に繰り越ししたものでございます。また、中空知しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業につきましては、中空知５市５町で中空知の魅力や就業、移住を支援する事業経費として200万円の予算を計上し、平成28年度に繰り越ししたものでございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業につきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者に対する給付金の給付を行うための経費として2,071万円の予算を計上し、平成28年度に繰り越ししたものでございます。

それでは、本文に参ります。２款総務費、１項総務管理費、事業名、情報セキュリティ強化対策事業、金額4,430万円、翌年度繰越額4,430万円、左の財源内訳、既収入特定財源、未収入特定財源、国・道支出金530万円、起債530万円、その他、一般財源3,370万円、事業名、空知と首都圏との交流基盤創造事業、金額560万円、翌年度繰越額560万円、一般財源560万円、事業名、中空知しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業、金額200万円、翌年度繰越額200万円、一般財源200万円。３款民生費、１項社会福祉費、事業名、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、金額2,071万円、翌年度繰越額2,071万円、国・道支出金2,071万円、計、金額7,261万円、翌年度繰越額7,261万円、国・道支出金2,601万円、起債530万円、一般財源4,130万円。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第３号に対する質疑を受けます。質疑ござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより報告第３号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、報告第３号　繰越明許費の報告について「平成27年度上砂川町一般会計予算繰越明許費」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第２４号

○議長（堀内哲夫）　日程第８、議案第24号　中央小学校大規模改修工事請負契約締結について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第24号　中央小学校大規模改修工事請負契約締結について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、中央小学校大規模改修工事の工事請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであること。

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第24号について内容の説明をいたします。

このたびの議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める予定価格5,000万以上の工事請負契約の締結につきまして議会の議決を求めるものであります。

中央小学校は、平成２年度に建設後26年が経過し、雨漏りや外壁塗装の劣化とあわせ、校内暖房設備や各種設備機器の故障が頻発し、老朽化が著しく、改修の必要が生じたことから、平成27年度に実施設計を実施したところであります。

改修工事は、平成28年度と29年度の２カ年で実施し、本年度につきましては子供たちの学校生活に影響を来すと考えられる設備関係を主に実施するもので、教室と体育館等の各所暖房設備や校内放送設備、保健所からの指導による給食室各所改修、体育館火災報知器改修、屋外遊具の更新、また将来のＩＣＴ機器による授業に対応するための有線ＬＡＮ設備を整備するもので、工事の施工に当たりましては、授業に支障を来すことのないよう夏休みなど学校休校日を中心に実施いたします。

工事の竣工期限は、平成28年10月31日であります。

入札につきましては、三鉱建設株式会社上砂川支店、有限会社増原工務店、有限会社高橋工務店の３社による指名競争入札の方法で、去る６月２日に執行し、３回目で予定価格に達し、落札決定いたしました。

入札額は、有限会社高橋工務店9,180万円、有限会社増原工務店9,150万円、三鉱建設株式会社上砂川支店が9,000万円で、三鉱建設株式会社上砂川支店に落札決定したもので、契約金額は消費税相当額720万円を加えた9,720万円であります。

それでは、本文に参ります。中央小学校大規模改修工事請負契約締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

１、工事名、中央小学校大規模改修工事。

２、工事の場所、上砂川町字鶉308番地１。

３、工事の概要、設備関係改修一式。

４、竣工期限、平成28年10月31日。

５、契約金額9,720万円。

６、契約の相手方、三鉱建設株式会社上砂川支店支店長、小野寺秀夫。

７、契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第24号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第24号　中央小学校大規模改修工事請負契約締結については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第２５号

○議長（堀内哲夫）　日程第９、議案第25号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第25号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第１項の規定により、中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、中空知ふるさと市町村圏基金の処分に関する規定について、組合が解散する場合のほか、中空知広域市町村圏組合の構成市町の全てが合意する場合の処分を可能とするため、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第25号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第１項の規定に基づく中空知広域市町村圏組合規約の変更に関するものでございます。変更の内容につきましては、先ほどの町長行政報告でご説明いたしました中空知ふるさと市町村圏基金の取り崩しを可能とするため、広域圏規約を変更するものでございます。

新旧対照表でご説明いたしますので、資料ナンバー１をご参照願います。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。第15条は、中空知ふるさと市町村圏基金の設置の定めで、同条第３項は基金の処分についての規定であり、これまで組合解散の場合のみ基金を処分することが可能となっておりましたが、変更後は組合解散の場合のほかに全ての関係市町が合意する場合においても基金を処分することを可能とするものであります。

第16条は、基金の処分の特例として関係市町が財政再生団体となることを回避する場合に基金を処分することができることになっておりました

が、変更後は前条第３項で全ての関係市町が合意する場合､基金を処分することを可能としたため、削除するものであります。

附則といたしまして、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

それでは、本文に参ります。中空知広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

中空知広域市町村圏組合規約（昭和45年11月９日地方第2153号指令）の一部を次のように改正する。

第15条第３項を次のように改める。

３　基金は、次の掲げる場合を除き、処分することができない。

（１）組合が解散する場合

（２）出資金の一部又は全部を処分することに全ての関係市町が合意する場合

第16条を削る。

附則

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第２６号　議案第２７号　議案第２８号

○議長（堀内哲夫）　次に、日程第10、議案第26号と日程第11、議案第27号及び日程第12、議案第28号は、関連がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第26号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてと日程第11、議案第27号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第12、議案第28号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま一括上程されました議案第26号及び議案第27号並びに議案第28号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第26号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知学校給食組合の解散、脱退に伴い、本組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第27号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知学校給食組合の解散、脱退に伴い、本組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第28号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知学校給食組合の解散、脱退に伴い、本組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、日程第10、

議案第26号について、規約本文が相当量となっておりますので、読み上げについて省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第26号の規約本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第26号、議案第27号並びに議案第28号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第１項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものでございます。

資料ナンバー２からナンバー４の新旧対照表もあわせてご参照願います。内容につきましては、提案理由にございますとおり、北空知学校給食組合の解散により各組合を脱退したことに伴い、いずれの組合におきましても組織する団体に変更が生じたことから、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。なお、資料に記載しておりますが、議案第27号と議案第28号の規約の変更内容は、北空知学校給食組合の削除となっておりますが、議案第26号につきましては、北空知学校給食組合の削除のほか、文言の整理及び全部改正となっております。

以上が変更の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして、議案第26号の本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第27号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成７年３月７日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１空知総合振興局（34）の項中「(34)」を「(33)」を改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中、「、北空知学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第28号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年５月１日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「北空知学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第２９号

○議長（堀内哲夫）　日程第13、議案第29号　平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第29号　平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,350万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成28年６月15日提出

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第29号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、９款地方交付税690万円の追加で、16億990万円となります。

１項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金405万円の追加で、２億90万2,000円となります。

２項国庫補助金405万円の追加で、5,973万5,000円となります。

17款繰入金60万円の追加で、7,120万円となります。

１項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入210万円の追加で、6,731万2,000円となります。

５項雑入210万円の追加で、5,594万1,000円となります。

20款繰越金1,175万円の追加で、1,245万円となります。

１項繰越金、同額であります。

歳入合計が2,540万円の追加で、27億6,350万円となります。

２、歳出、２款総務費1,214万6,000円の追加で、１億8,967万3,000円となります。

１項総務管理費1,214万6,000円の追加で、１億5,207万8,000円となります。

３款民生費425万円の追加で、６億4,543万円となります。

１項社会福祉費425万円の追加で、５億8,656万5,000円となります。

７款商工費425万円の追加で、5,096万2,000円となります。

１項商工費、同額であります。

８款土木費400万円の追加で、２億6,123万4,000円となります。

２項道路橋りょう費400万円の追加で、１億403万4,000円となります。

10款教育費75万4,000円の追加で、２億63万2,000円となります。

５項保健体育費75万4,000円の追加で、1,196万2,000円となります。

歳出合計が2,540万円の追加で、27億6,350万円となります。

事項別明細書、８ページ、歳出でございます。このたびの補正は、地域おこし協力隊採用に係る関連経費とプレミアムつき商品券の関連経費が主なものであります。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、５目財政管理費206万円の追加で、3,577万5,000円となります。11節需用費、修繕料はピロティーと本館をつなぐドアの改修と本館床の部分改修及び福祉医療センターの調理器具を改修するため206万円を追加するものであります。

11目地域振興費318万6,000円の追加で、1,031万3,000円となります。資料ナンバー５をご参照願います。空知の魅力発信事業につきましては、先ほど繰越明許費の報告で説明いたしました空知総合振興局が中心となって実施する空知と首都圏との交流基盤創造事業が地方創生加速化交付金が不採択となったことから、振興局が新たに行う事業であります。なお、不採択になった事業の予算は執行いたしませんが、委託料に計上しているＰＲ動画作成費250万円につきましては本町をＰＲするためこの予算のみ執行することとし、滝川市が中心となって実施する中空知魅力発信等総合的

な就業移住支援事業につきましては採択されたところであります。

それでは、資料に沿って説明をさせていただきます。１の事業の概要でございますが、首都圏における中空知管内市町の知名度向上を図るため、インターネットの情報発信やイベント等に参加し、知名度アップを図るものでございます。

２の実施体制につきましては、去る５月31日に北海道空知地域創生協議会が設置され、構成は空知総合振興局と空知管内24市町でございます。

３の事業内容でございますが、（１）のプロモーションツールの検討、開発としてロゴマークやキャッチコピーの作成等を行うもので、２の情報発信体制の整備につきましてはインターネットでの既存情報発信をするものであります。

（３）のイベント等の参加として、観光イベント等への参加や移住定住フェアに空知ブースを設置し、空知をＰＲするものであります。

（４）の各種バスツアーの実施は、移住、定住、歴史街道などのテーマに沿ったルートを設定し、モニターツアーを実施するものであります。

４の事業経費でありますが、１市町50万円で、空知管内全市町24市町で1,200万円、道費補助で300万円、合計1,500万円の事業費となっております。

本町の予算措置でありますが、８節報償費に首都圏プロモーション用特産品贈呈用として17万4,000円、９節旅費に首都圏プロモーション参加旅費として36万2,000円、12節役務費、郵便料として５万円、19節負担金、補助及び交付金、北海道空知地域創生協議会負担金として50万円、合計108万6,000円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。19節負担金、補助及び交付金の自治会連絡協議会補助金210万円の追加は、自治総合センター助成金を活用して除雪機３台を整備するため計上するものでございます。

12目地域おこし協力隊事業費690万円の追加で、1,659万4,000円となります。地域おこし協力隊につきましては、活動期間が１年以上３年以下となっておりますことから、円滑に引き継ぎができるよう本年６月から２名を採用するため、関係経費を計上するものであります。１節報酬は地域おこし協力隊、６月からの２名分の報酬として340万円、３節職員手当等は時間外手当と期末手当で40万円、４節共済費は社会保険料と労働三法の掛金として55万5,000円、９節旅費は研修会用旅費として21万7,000円、11節需用費は消耗品と修繕料で210万円、14節使用料及び賃借料はパソコン等事務機器の借り上げ料として20万8,000円、19節負担金、補助及び交付金は各種研修会用負担金とし、２万円を計上するものであります。

３款民生費、１項社会福祉費、２目老人福祉費20万円の追加で、912万7,000円となります。資料ナンバー６をご参照願います。上砂川町老人クラブ連合会創立50周年記念事業の概要でございます。本年創立50周年を迎えるに当たり、資料に記載のとおり例年行っております全町老人レクリエーション大会にあわせ、記念式典と記念講演を10月26日に町民センターで開催する予定となっており、その他記念誌の発行も予定していることから、これらの事業に対し20万円助成するものであります。

予算書にお戻り願います。10目年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費405万円の追加で、749万円となります。19節負担金、補助及び交付金につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金対象者の低所得者の増により405万円追加するものであります。

７款商工費、１項商工費、１目商工振興費42万5,000円の追加で、2,503万9,000円となります。資料ナンバー７をご参照願います。プレミアムつき商品券発行事業の概要でございます。１の目的につきましては、町内全域における消費拡大誘導による地域経済の浮揚と活性化を図るため、商工会議所が行うプレミアムつきの商品券発行事業に対し補助するものでございます。

２の概要でございますが、これまで同様１万2,000円の商品券を１万円で2,000セット販売するものであります。商品券の購入限度は例年同様１世帯につき最大５セット、商品券の販売は平成28年10月15日午前９時と午後零時30分から２回に分け、各1,000セット販売するもので、住民周知につきましては10月号町広報へ記事掲載及びＰＲチラシを配布し、住民周知を行うこととしており、割り増し特典分400万円と事務費分25万円、合計425万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。８款土木費、１項道路橋りょう費、１目道路維持費400万円の追加で、１億403万4,000円となります。資料ナンバー８をご参照願います。資料の右側にピンク色で表示している２カ所が冬期間の凍上による側溝敷設がえ工事として町道北一条線２号連絡線側溝敷設がえ工事で30万円、市街７町内側溝敷設がえ工事で160万円、資料の中心部にピンク色で表示している３カ所は危険箇所補修工事として町道朝駒緑が丘線横断排水管流入口復旧工事90万円、末広橋護岸ブロック補修工事40万円、町道鶉西支線歩道柵補修工事80万円、合計400万円を追加するものでございます。

予算書にお戻り願います。10款教育費、５項保健体育費、１目保健体育総務費60万円の追加で、369万8,000円となります。資料ナンバー９をご参照願います。少年野球助成金事業についてでございます。１の概要でございますが、少年野球クラブが昨年７月７日に設立され、今後大会等へ参加するためユニホーム等が必要なことから、青少年の健全育成の観点から助成するものでございます。

２の少年野球クラブの体制は、チーム名が上砂川少年野球クラブで、構成につきましては小学校３年生から６年生までの合計15人となっております。

３の補助事業の内容でございますが、ユニホーム、子供用15着、大人用２着のほか、ベルト、スパイク、キャッチャー用具など購入経費として合計60万円助成するものでございます。

予算書にお戻り願います。２目体育施設費15万4,000円の追加で、826万4,000円となります。11節需用費は、パークゴルフ場券売機の修繕料として15万4,000円を計上するものであります。

歳入に参ります。６ページであります。２、歳入、９款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税690万円の追加で、16億990万円となります。地域おこし協力隊経費690万円全額特別交付税を充当するものであります。

13款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費補助金405万円の追加で、1,439万4,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

17款繰入金、１項基金繰入金、１目基金繰入金60万円の追加で、7,120万円となります。少年野球クラブ備品整備のため、ふるさとづくり基金を繰り入れするものであります。

18款諸収入、５款雑入、５目雑入210万円の追加で、5,593万7,000円となります。歳出同額を計上するものでございます。

20款繰越金、１項繰越金、１目繰越金1,175万円の追加で、1,245万円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３０号

○議長（堀内哲夫）　日程第14、議案第30号　平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第30号　平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億5,832万7,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成28年６月15日提出

北海道上砂川町長　奥　山　光　一

以下､内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林　智明）　それでは、ご指示によりまして、議案第30号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。1、歳入、５款国庫支出金165万3,000円の追加で、165万3,000円となります。

１項国庫補助金、同額であります。

歳入合計が165万3,000円の追加で、１億5,832万7,000円となります。

2、歳出、１款総務費165万3,000円の追加で、１億5,817万2,000円となります。

２項徴税費165万3,000円の追加で、233万6,000円となります。

歳出合計が165万3,000円の追加で、１億5,832万7,000円となります。

事項別明細書５ページ、歳出でございます。このたびの補正は、平成30年度から国保運営が都道府県に移行になるに伴い、都道府県が行う市町村負担金や標準保険料率の算定に必要なデータを提供、連携するためシステムを改修するものでございます。３、歳出、１款総務費、１項徴税費、１目賦課徴収費165万3,000円の追加で、233万6,000円となります。13節委託料は、国保事業費納付金等算定標準システム連携業務委託料として165万3,000円を計上するものであります。

歳入に参ります。４ページであります。２、歳入、５款国庫支出金、１項国庫補助金、１目国民健康保険事業費補助金165万3,000円の追加で、165万3,000円となります。歳出同額を計上し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日16日は休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、明日16日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫）　本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会　午前１１時１６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　堀　内　哲　夫

署　名　議　員　　大　内　兆　春

署　名　議　員　　伊　藤　充　章

平　成　２　８　年

上砂川町議会第２回定例会会議録（第２日）

６月１７日（金曜日）午前１０時００分　開　議
午前１０時２７分　閉　会

○議事日程　第２号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　一般質問
第　３　議案第２５号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について
第　４　議案第２６号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第　５　議案第２７号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第　６　議案第２８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第　７　議案第２９号　平成２８年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）
第　８　議案第３０号　平成２８年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算（第１号）
※　議案第２５号～第３０号までは質疑・討論・採決とする。
第　９　調査第２号　所管事務調査について
第１０　派遣第１号　議員派遣承認について

○会議録署名議員

８番　　大　内　兆　春
１番　　伊　藤　充　章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫）　おはようございます。ただいまの出席議員は９名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成28年第２回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議　午前１０時００分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫）　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、８番、大内副議長、１番、伊藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫）　日程第２、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇　斎　藤　勝　男　議員

○議長（堀内哲夫）　４番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○４番（斎藤勝男）　私は、第２回定例議会に際し、通告に基づき、１件一般質問をさせていただきます。

件名でございます。中学生、高校生対象のピロリ菌検査及び除菌公費助成について。本文を拝読いたします。町政執行方針、生涯にわたり健康に暮らせる町づくりのもと各種検診や高校生以下医療費個人負担分全額助成事業等さまざま町民健康

への施策に対して敬意申し上げます。ご承知のように、現在国民の２人に１人ががんにかかるとされ、その中で胃がんはがん全体の死因の第２位で、年間約12万人が発症し、約５万人が死亡しております。この胃がんの原因の99％以上がヘリコバクター・ピロリ菌、通称ピロリ菌であるとされています。そのピロリ菌の検査方法は大きく２つあり、胃への内視鏡を使用する方法と内視鏡を使用しないで、尿素呼気試験法にて診断薬を服用し、服用前後の呼気を集めて診断する方法で、最も精度の高い検診法で、簡単に行える方法とされております。

胃がん予防対策に最も有効なピロリ菌の検査と除菌治療を若年層から行うことは、若年層は胃がん発生率が低く、内視鏡などを使用しないで、投薬だけでピロリ菌を除菌でき、体への負担が少なく、費用も軽減できます。今年度から全道の中において36市町村が、そして空知管内でも３市町で中学生、高校生対象のピロリ菌検査を公費助成事業として実施されます。当町においても中学生、高校生対象のピロリ菌検査と除菌の公費助成事業として今後実現に向けたお考えがあるかどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの４番、斎藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子）　４番、斎藤議員のご質問、中学生、高校生対象のピロリ菌検査及び除菌公費助成についてお答えします。

初めに、ピロリ菌につきましては胃の粘膜に取りついて炎症を起こすらせん形をした細菌で、多くの場合、日常生活には何の支障もありませんが、胃や十二指腸潰瘍などの病気の原因となるもので、斎藤議員ご質問のピロリ菌検査及び除菌は昭和56年から死因の第１位である悪性新生物の中の胃がんの予防法と認識しているところであります。

本町の町民の健康施策の一つとしてのがん対策につきましては、健康増進法第19条の２に基づき、がんの早期発見、早期治療に向けた各種がん検診を実施しております。胃がん検診につきましては、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインに基づくバリウムを使ったエックス線検査を行っているものです。2014年度版のがん検診ガイドラインでは、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査は死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であることから、集団を対象とした対策型検診として勧められないとされており、個人を対象とした人間ドックのなどの任意検診としてでは効果が不明であることについて適切に説明をする必要があるとされております。国のがん対策推進基本法では科学的根拠に基づくがん検診を実施することとされておりますので、町としましては現段階では国の指針に沿った形で検診を行っており、まずはがん検診の受診率向上を図っていきたいと考えているところであります。

しかしながら、議員ご指摘の胃がんの予防という点から見ますと、ピロリ菌はＷＨＯ、世界保健機構において確実な発がん因子として認定されているところでもあり、ピロリ菌の感染がなくなることは大変重要なことと認識するところです。中学生、高校生を対象としたピロリ菌検査につきましては、議員ご指摘のとおり、平成28年度は全道179市町村中、渡島、檜山、胆振、日高を中心に36市町村が実施し、空知管内におきましては南空知の岩見沢市、由仁町、栗山町が実施しているところです。検査内容につきましては、平成28年２月現在の保健所調査となりますが、この時点では17市町が実施しており、2,000円前後の検査費用を市町が負担しているところは７市町で、残る10市町については研究機関や郡市医師会の負担となっております。しかしながら、検査を実施し、ピロリ菌が見つかった場合に確実に除菌をしなければ効果がなく、除菌治療に要する費用約２万円については４市町が全額公費負担、３市町が研究機

関や郡市医師会負担としている状況となっております。ピロリ菌についての中空知管内の状況は、19歳以上については検討している市はあるものの、中学生、高校生については検討しているところがなく、中核病院である砂川市立病院小児科においても現時点では中学生の検査、除菌の実績はない状況にあります。

胃がんゼロはピロリ菌検査、除菌だけで達成できるものではなく、喫煙や塩分のとり過ぎなど危険因子となる生活習慣の見直しも含め、今後子供の健康づくりを考える中で国のがん検診指針の動向を見ながら検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。斎藤議員。

○４番（斎藤勝男）　再質問ではございませんが、一言発言を求めます。

ただいま非常に丁寧なる答弁まことにありがとうございました。どうしても未来ある中高生の将来に向けた健康づくりの一環でございます。先行き、将来は上砂川町から出ていくでしょうけれども、やはりこの上砂川のいろんな意味での健康施策が自分たちにとってこういうすばらしい町だったと、そう言えるような施策を追加していただければ非常にありがたいと思っていますので、今後とも引き続き実施に向けたご努力をよろしくお願い申し上げまして、終わりたい。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫）　再質問でなく、要望ですね。

○４番（斎藤勝男）　そうです。

○議長（堀内哲夫）　終わります。

◇　川　岸　清　彦　　議員

○議長（堀内哲夫）　次、２番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○２番（川岸清彦）　第２回定例会において質問したいので、下記により通告します。

件名、バス路線補助減額についてです。報道によりますと、国土交通省が道内の赤字バス路線の補助金を減らす方針を道やバス業者に通知いたしました。補助の対象である25社167路線の赤字総額が35億円に上る。国の補助が減らされれば、不足分について地元市町村やバス業者が追加負担を迫られるため、路線廃止につながったりするおそれがある。道によると、滝川関係では北海道中央バスが７路線で、地域間幹線系統確保事業の補助対象事業費、本年度計画、合計は１億7,871万、空知中央バスが２路線で、補助対象費は合計約3,153万円で、合計は２億1,024万円です。また、９路線の維持は定住自立圏構想や総合戦略、人口減少対策などにとって不可欠であり、国の補助率低下で本数減などはあってはならないと考えます。関係市町が国、道の減額分の負担を求められるようであれば、大変な支出増になり、政府与党に対し緊急に補正予算による処置を求めるべきと思います。

そこで、上砂川町の路線はどのくらいの減額が予想されますか。町として今回の方針に対してどのようにお考えでしょうかという質問なのですけれども、皆さんもご存じと思いますけれども、きのうの道新の朝刊によりますと、このバス路線の減額は、きちんと補助されるということで、減額はないということなのです。それで、私質問のこれを出したのは13日10時までだったので、一応町としての答弁、参考までにお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの２番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行）　２番、川岸議員のご質問、バス路線補助額減額についてお答えいたします。

初めに、赤字バス路線の補助制度の概要でありますが、補助要件としては複数の市町村にまたがる系統で、１日当たりの運行回数が３回以上、ま

た１日当たりの輸送量が15人以上かつ１回当たりの輸送量が５人以上で、経常赤字が見込まれ、収支率が55％以上の路線が補助対象で、国と道が運行経費の20分の９を上限に補助する制度であります。道内の状況につきましては、現在補助金の対象が25社167路線で、赤字総額が35億円、このうち国と道が13億6,000万円ずつ、約27億円を補助する予定であります。

次に、本町のバス路線の現状についてですが、東町及び中央の２系統７便の運行となっているところであり、本町における補助事業対象路線は東町行きの１系統が対象となっており、平成27年度実績では経常費用1,781万3,000円に対し、経常収益が748万5,000円、経常赤字は1,032万8,000円となり、この経常赤字に対し国・道補助金として530万9,000円を、自治体の負担が231万2,000円で、本町と砂川市で距離案分により負担額を決定し、本町は136万4,000円、砂川市は94万8,000円の負担をしているところであり、本町のバス会社への負担は中央バス路線維持助成金200万円と合わせ、336万4,000円となっております。

ご質問の町対象路線の減額見込みと今回の方針に対する考えについてでありますが、新聞報道にもありますように、国より各バス事業者に対し減額する方針が伝えられましたが、具体的な減額率は示されておらず、また本町には正式な通知など来ておりませんので、現段階では見込むことができない状況であります。このたびの補助金の減額は地方創生予算の確保によるものであるとの報道がなされており、現在地方創生を推進している状況下で地域住民の生活を支えるバス路線の維持、確保は重要であり、地方創生の趣旨に逆行するものであると考えております。また、北海道バス協会は補助金の額の調整の通知を受け、６月９日、北海道も知事名で６月13日に予算確保について北海道運輸局を通じ、国土交通大臣へ要請したところであります。

改めて申し上げますが、町といたしましては補助金の減額はさらなる減便も予想され、高齢者の多い本町にとりましては町民生活に大きな影響を及ぼすことから、関係市町や町村会などと連携を図り、要請行動など路線維持、確保を図っていきたいと考えておりましたが、昨日の新聞報道にもありましたとおり、本年度は前年度並みとなるようですので、次年度以降の状況は不透明であり、減額の事態が生じた場合には関係機関と連携を図り、総額確保に努めたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫）　ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○２番（川岸清彦）　ありがとうございました。ありません。

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問に対する質問を終了いたします。

◎議案第２５号　議案第２６号　議案第２７号　議案第２８号　議案第２９号　議案第３０号

○議長（堀内哲夫）　日程第３、議案第25号から日程第８、議案第30号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第３、議案第25号　中空知広域市町村圏組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第25号　中空知広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第４、議案第26号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第５、議案第27号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第27号　北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第６、議案第28号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第７、議案第29号　平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたしま

す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第29号　平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第８、議案第30号　平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

したがって、議案第30号　平成28年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第２号

○議長（堀内哲夫）　日程第９、調査第２号　所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第１号

○議長（堀内哲夫）　日程第10、派遣第１号　議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫）　異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫）　以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成28年第２回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会　午前１０時２７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　堀　内　哲　夫

署　名　議　員　　大　内　兆　春

署　名　議　員　　伊　藤　充　章